

## 神戸市みどりの基本計画（素案）に対する意見の概要と市の考え方

募集期間：2025年12月19日から2026年1月20日

提出意見：12通22件 ※意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。

	意見の概要	市の考え方
(1) 本編に関するもの		
計画期間		
1	・時代の変化に対応するためにも、10年で見直し、更新してもらいたい。	10年を目処に見直しを図ることを本編p33に明記しているため、原案どおりとします。
みどりの効果		
2	・景観などの視覚・心理的効果や、ヒーリングなど精神面の健康につながることで、屋内空間で緑を取り入れる視点も追加してはどうか。 ・緑の空間と人の関わりとの双方向の関係性をわかりやすく整理してはどうか。	ご意見を踏まえ、みどりの効果として、視覚的・心理的効果や健康といった視点を追加し、緑空間における人との関わりとの双方向性を、本編p7に追記します。
一人当たり公園面積		
3	・一人当たり公園面積が17.7㎡とあるが、この数字は大規模公園の森林等を含んでいる。住区基幹公園の面積の方が市民の利用実態・感覚に合致している。	大規模な公園や都市緑地には、都市環境の改善といった機能を担う緑地や森林が含まれています。これらの緑地や森林も都市公園としての重要な機能を果たしていることから、原案どおりとします。 一方、市民に身近な住区基幹公園の面積については、本編p15に追記します。
4	・大規模な公園を含む数字ではなく、市民が普段使う公園で想定して欲しい。	
課題と今後のみどりへの展望		
5	・高温常態化は、ヒートアイランドのように一般的に認知された単語ではないのでは。	ご意見を踏まえ、高温常態化について用語解説に追記します。
6	・社会的な課題など、項目を整理してはどうか。 ・地球温暖化と高温常態化は同じ内容になりがちなので、整理が必要では。	ご意見を踏まえ、本編p17～20の項目を整理します。また、「地球温暖化」と「高温常態化」については統合します。
7	・「生物多様性」は里地里山・森林だけでなく、都市公園や街路樹など対象を広く記載しては。	ご意見を踏まえ、本編p17に公園緑地等を追記します。
8	・手入れされていない市有地の適正な樹木伐採・剪定の強化を追加しては。森林に限定せず、神戸市の緑地全体を対象にしてもらいたい。	本編p21、p26に里地里山・森林や公園樹の管理を記載しているため、原案どおりとします。

9	・「近隣自治体、兵庫県とも、機会をとらえて、積極的に公園に関する課題・先進的な取り組みの情報を交換する」との記述を追加しては。	多様な主体とは、市民をはじめ民間事業者や兵庫県など様々な主体のことであり、原案どおりとします。
施設の更新		
10	・老朽化した公園施設の更新とあるが、より具体的に挙げてもらいたい。	本計画は、緑に関する総合的なマスタープランであるため、原案どおりとします。
計画の目標		
11	・「～増やす」という表現が多いが、定量的な指標として具体的な数字以上と表現しては。	ご意見を踏まえ、本編p29、p30において、定量的な数値に修正します。
12	・社会情勢の変化を踏まえると、ボランティア団体の数の増加を目標にするよりも、みどりの活動や取り組みを目標とした方がよいのでは。	「まちの美緑花ボランティア制度などの仕組みの拡充」など、社会経済情勢を踏まえた施策展開を行うため、原案どおりとします。

(2) 施策編に関するもの		
大項目と小項目の名称		
13	・大項目と施策の項目が同じ表現になっているので、表現に工夫が必要では。	ご意見を踏まえ、施策編p6の施策の項目を「適切な公有林・民有林の管理と支援の推進」に修正します。
スポンサー花壇		
14	・観光客を目当てにしたスポンサー花壇や園庭整備はやめて欲しい。季節で花を植え替えたり、コストを考えると浪費の印象を受ける。それよりも、身近な公園の手入れなどの方が大事では。	施策編p15においては、スポンサー花壇の記載に加え、頻繁な植え替えを必要としない多年生草本を取り入れた「Living Nature Kobe」もあわせて記載しています。 また、施策編p18に身近な公園の適切な管理の記載があるため、原案どおりとします。
歴史的・文化的な継承		
15	・施策の中に緑の歴史的・文化的な継承のようなものがないような気がする。	ご意見を踏まえ、施策編P17に「歴史・文化的な視点」を追記します。
公園緑地等の適正化		
16	・「公園緑地等の適正化」は公園の他施設への転用を進めるということか。	「公園緑地等の適正化」は、他施設への転用を図るものではなく、地域の意見を反映しながら新たな活用を図る施策であるため、原案どおりとします。
緑の高質化		
17	・風格あるまちなみ等を作るのに一番必要ではないかと思う。	変更の必要がないため、原案どおりとします。

(2) 施策編に関するもの		
六甲山森林整備戦略		
18	・六甲山森林整備戦略を改定し、名称変更したのなら、用語解説で触れては。	ご意見を踏まえ、施策編 p52「こうべ森林整備戦略」の用語解説に、六甲山森林整備戦略の内容を追記します。

(3) その他全体に関するもの		
用語解説		
19	・巻末に用語集を掲載すれば、読むときに、速やかな理解に役立つので付けて欲しい。	用語解説は、本編 p34 及び施策編 p50 以降に記載があるため、原案どおりとします。

神戸市所管外の公園		
20	・神戸市所管外（国立公園、県立公園、農業公園（ワイン城）、神戸空港緑地、フルーツフラワーパークや須磨山上遊園、神戸どうぶつ王国）の公園類似施設をどこかで位置づけるべきでは。	ご意見にあった施設のうち、神戸空港島緑地は、都市公園であるため本計画に含まれています。また、国営公園などの都市公園法に規定される営造物公園については、施策編 p22「市内外の大規模公園との連携」に、国立公園といった自然公園法に規定される地域制公園については、施策編 p5「自然公園法による利用増進と保護」において記載をしています。 本計画における公園は、原則として都市公園法上の位置づけがあるものを対象としているため、原案どおりとします。

里地里山・森林		
21	・森林・里山のそれぞれにおいて、モデルとなるエリアを整備し、発信拠点として活用したい。 ・森林については例えば布引の滝で、森林のモデルとして重点整備し、発信する拠点とすることや、里山についても同様に、アクセスがよく美しい里山をモデルエリアとして選定し、重点的に整備・発信しては。	「モデルとなるエリアの整備」や「発信拠点として活用」など、頂いたご意見は重要な視点であるため、今後の取り組みの参考にさせていただきます。 一方、施策編 p6、p10において、樹林整備などの適切な管理や、活動に参加しやすい環境づくりなどを記載していることから、原案どおりとします。

意見募集期間		
22	・神戸市みどりの基本計画（素案）が 1/17 時点でホームページに公開されていなかったため、意見募集期間を延ばすべき。	神戸市みどりの基本計画（素案）等については、本市ホームページにて閲覧資料等を公開し、意見を募集するなど、適正に手続きを実施したため、予定期間で終了しています。